

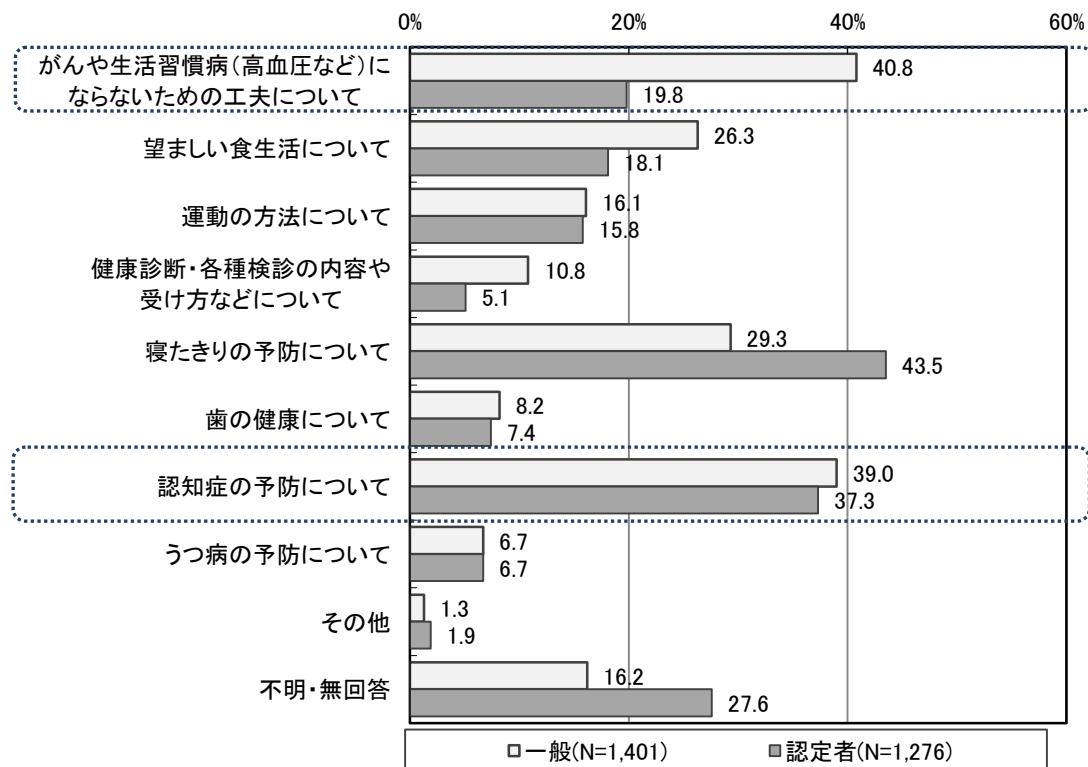
第 4 章 施策展開

1 健康づくり・介護予防の総合的な促進

現状・課題

- 超高齢社会を迎え、高齢者が健康で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。
- 要支援・要介護状態となることを予防するため、介護予防事業などを進めてきましたが、早期からの取り組みに向けた意識付けをはじめ、さらなる推進が必要です。
- 介護予防事業については、これまで高齢者の運動機能や栄養状態の心身機能の改善が中心でしたが、日常生活の活動を高め、社会参加を促進するための取り組みが求められています。
- アンケート調査の結果、がんや生活習慣病にならないための工夫や、認知症予防についての関心が高くなっており、健康づくりに関する情報発信が求められています。

■ 健康について知りたいこと＜複数回答あり＞



施策の方針

- 今治市健康づくり計画に基づく様々な取り組みにより、関係機関と連携し、健康づくりを推進していきます。
- 高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた介護予防事業を推進します。リハビリテーション職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活ができる地域の実現を目指します。

（１）介護予防の推進

① 通所型介護予防事業

要支援・要介護状態になる可能性が高く、虚弱な状態にあると認められる高齢者（二次予防事業対象者）に、運動器の機能向上及び口腔機能の向上、栄養改善を目的としたプログラムを実施しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運動器の機能向上	利用者数	74 人	53 人	47 人
口腔機能の向上	利用者数	4 人	6 人	3 人

（各年度とも、栄養改善の利用者なし）

② 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象に、専門職による講話・実技により、介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み及び、介護予防に対する知識の向上を目的とした健康教育や健康相談を実施しています。

【介護予防教室・健康相談等】

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防普及啓発事業	実施回数	1,531 回	1,943 回	1,773 回
	参加延べ人数	20,715 人	22,722 人	24,774 人

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に携わるボランティアなどの人材を育成するための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援をしています。

【高齢者の健康づくりサポーター養成講座・健康づくりボランティア等養成事業等】

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域介護予防活動 支援事業	実施回数	73 回	110 回	112 回
	参加延べ人数	1,262 人	1,892 人	1,900 人

(2) 健康づくりの推進

① 健康相談・出前健康ひろば

心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導・助言をおこない、家族における健康管理を支援します。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康相談・出前健康 ひろば	実施回数	962 回	953 回	960 回
	参加延べ人数	8,156 人	7,622 人	8,000 人

② 健康教育

生活習慣病予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、認識と自覚を高め、一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう支援します。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康教育	実施回数	78 回	83 回	85 回
	参加延べ人数	2,064 人	2,243 人	2,500 人

③ 関節痛改善教室

運動器の痛みを持つ方に、疾患や症状の理解・日常生活の注意点・家庭でできる体操を知ってもらうことにより、痛みの自己管理による生活動作の改善を図ることを目的としています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
関節痛改善教室	実施回数	9 回	12 回	12 回
	参加延べ人数	164 人	260 人	270 人

④ 健康診査（特定健康診査・特定保健指導・各種がん検診等）

がん・脳卒中・心臓病等の早期発見を図るため、これらの疾患の疑いのある方、又は危険因子を持つ方をスクリーニングし、必要な方に対し、栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を目的としています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康診査	受診者数	40,906 人	40,568 人	41,000 人

⑤ 歯科歯周病検診

壮年期及び高齢期に、歯科疾患を予防することによって健康の維持増進を図るため、普段あまり歯科医にかからない方にも口腔の状態を知ってもらう機会を設けるとともに、歯の手入れや歯科保健意識の向上を図ることを目的としています。特定健康診査と併せて実施しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歯科歯周病検診	実施回数	5 回	5 回	5 回
	参加延べ人数	42 人	41 人	50 人

⑥ 歯磨き指導及び歯科歯周病相談

健康診査時や健康教育時に、歯周病のチェックや歯磨き指導などを実施し、口腔疾患の予防を図ります。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歯磨き指導及び 歯科歯周病相談	実施回数	37 回	38 回	38 回
	参加延べ人数	530 人	552 人	550 人

⑦ 生活習慣病の予防

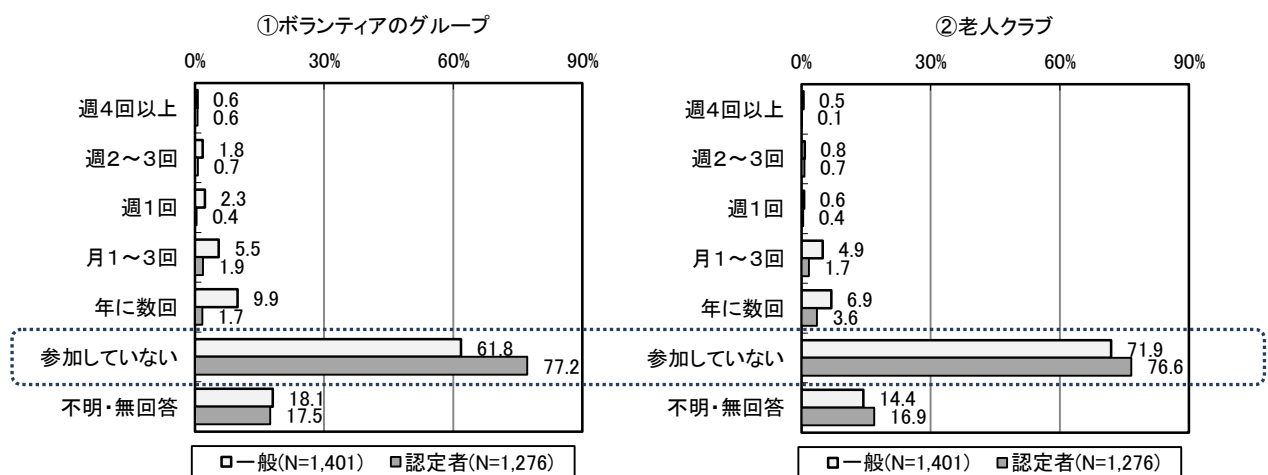
第2号被保険者の介護認定率は県内でも高い状況であり、要介護認定者の原因疾患は、脳血管疾患や心疾患、糖尿病など生活習慣病が占める割合が高くなっています。今後は生活習慣病の重症化予防に積極的に取り組んでいきます。

2 社会参加・生きがいの促進

現状・課題

- 高齢者が元気に生涯を送るためには、心の豊かさや生きがいを持って暮らすとともに、社会との関わりを持ち続けることが大切です。
- 本市では介護支援ボランティア事業を実施しており、事業へ参加をすることで介護予防や健康増進につなげています。
- アンケートの結果、ボランティアや各種グループ等に参加されていない方が過半数を超える結果となっています。

■ 会・グループ等への参加頻度（一部抜粋）



施策の方針

- 高齢者が自身の社会経験を活かして、積極的に社会参加ができる体制の整備を引き続き進めていきます。高齢者の豊富な社会経験を活かすことができる環境づくりが重要で、生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう支援します。
- 介護支援ボランティア事業の周知を図るとともに、シルバー人材センター・今治市社会福祉協議会・老人クラブ等と連携し、高齢者が積極的に社会参加できる体制づくりを推進します。

(1) 社会参加の推進

① 就労の機会の確保

高齢者の知識と経験は、地域社会を支える貴重な社会資源であり、今後その必要性は益々高まります。この資源を活かし、高齢者が地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターへの支援を行うとともに、公共職業安定所とも連携を図りながら、雇用促進・啓発に努めます。また、ボランティア・NPO団体などとも協力しながら、多様な就労機会の確保に努めます。

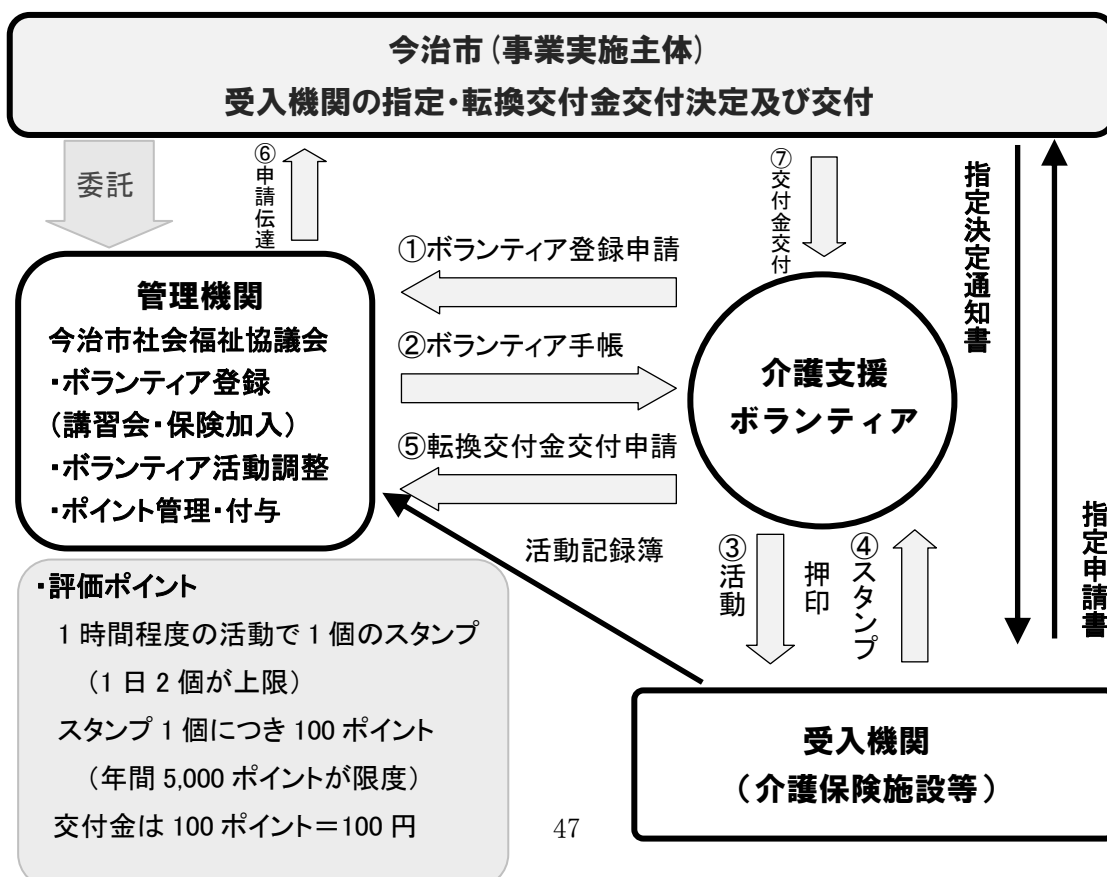
② 介護支援ボランティア事業

地域貢献や社会参加を通じた高齢者の健康増進や介護予防を推進するため、平成 24 年度より、高齢者が介護保険施設などで取り組むボランティア活動に対して「ポイント」を付与し、このポイントに応じた交付金を交付する介護支援ボランティア事業を実施しています。今後も本事業について積極的に周知を行い、事業参加を促進していきます。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護支援ボランティア事業	登録人数	109 人	166 人	190 人
	交付金	37,000 円	171,600 円	220,000 円

◆介護支援ボランティア事業の概要



(2) 生きがいくりの推進

① 生涯学習の推進

高齢になっても自分の人生にあった生きがいを見だし、健康的な生活を送れるよう、様々な学習の場を設け、ボランティア、NPO団体、社会福祉協議会、大学などとも協力をしながら、地域資源を有効に活用できる環境を整えます。また、高齢者自身が、今度は生涯学習のリーダーとなって指導的役割を担うことにより、生涯学習の輪を広げられるよう活動を支援します。

ことぶき大学では、法律や行政の問題から、健康や介護、文化・歴史について、外部専門講師を招き、月1回講義を開催しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ことぶき大学	参加延べ人数	1,010 人	968 人	1,020 人

② 参加・交流、余暇活動などへの支援

「おもしろい心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち」を目指し、交流の輪を広げて、誰もが気軽に誘い合いながら余暇活動に参加できる環境を整えることが重要です。そのため、老人クラブ活動への支援とともに、シルバー生きがい農園事業、今治市総合福祉センター等で開催している趣味・教養講座等事業の推進を図ります。

また、公衆浴場の割引入浴券、あんま・マッサージ利用助成券の発行や、老人福祉車（シルバーカー）の購入費補助を行うことにより、外出機会の確保や地域との交流を促進します。

■ 事業実施状況

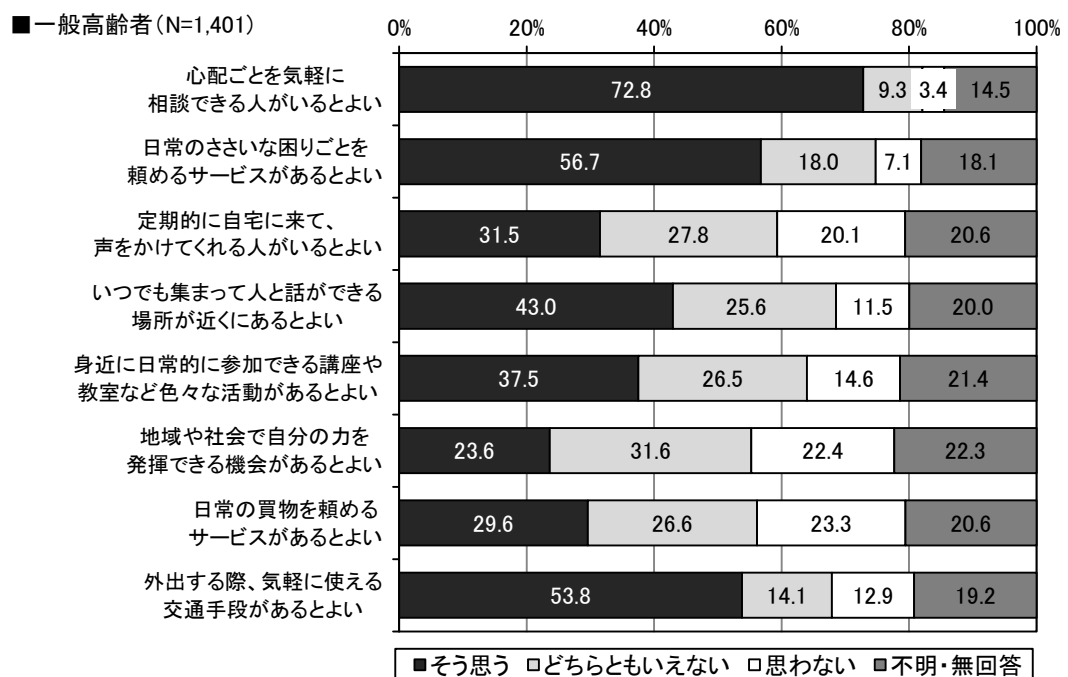
区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人クラブ	加入者数	11,585 人	11,957 人	11,887 人
シルバー生きがい農園	区画数	304 区画	278 区画	268 区画
公衆浴場割引入浴券	利用延べ人数	49,625 人	53,480 人	56,570 人
あんま・マッサージ利用助成券	利用延べ人数	5,234 人	4,942 人	5,165 人
老人福祉車購入補助	申請者数	126 人	113 人	120 人

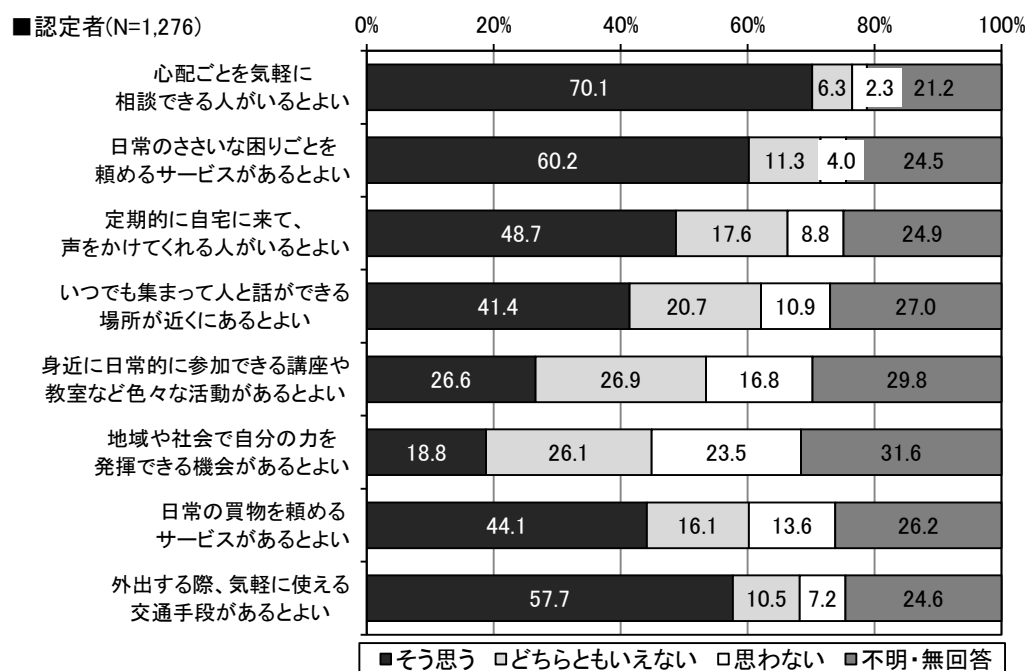
3 安心して暮らせるまちづくりの促進

現状・課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護保険サービスの提供のほか、日常生活における見守りや相談等の支援体制が必要です。
- 福祉ボランティアの育成を行っていますが、ボランティア登録されている方はまだまだ少ないと言えます。
- 本市においては、高齢者や障害のある方など避難行動要支援者に対し、災害時に的確な支援が行えるよう、支援体制の仕組みを構築しています。
- 絆を大切にして福祉コミュニティづくりを進めることが求められています。

■ 高齢者保健福祉についての希望度





施策の方針

- 地域包括支援センター等において行っている相談業務について周知を図り、気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- 地域における福祉活動を推進し、地域で高齢者を支える体制の整備を図ります。

(1) 日常生活への支援

① 総合相談支援業務

各地域包括支援センターにおいて相談窓口を設け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、地域における保健・医療・福祉などの適切なサービスや機関、制度の利用につなげるように支援しています。

■ 事業実施状況

区 分	実 績		見 込
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総合相談件数	7,680 件	9,498 件	9,500 件

② 権利擁護業務

各地域包括支援センターにおいて相談窓口を設け、成年後見制度の活用や施設への措置入所、虐待への対応、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を専門的・継続的に行っています。

■ 事業実施状況

区 分	実 績		見 込
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
権利擁護相談件数	217 件	323 件	350 件

③ 心配ごと相談所

今治市社会福祉協議会において、福祉サービス以外にも、悪徳商法への対処相談や一般的な悩みや心配事についての相談に応じています。

（２）高齢者虐待への対応について

虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害です。高齢者への虐待を未然に防ぐため、周知・啓発を図るとともに、在宅で高齢者を養護、介護する家族、同居人などの養護者に対する支援を行うなど、虐待のない地域づくりを目指します。

また、現に起きている虐待を解消させ、高齢者が安全で安心な環境の下での生活を再構築できるよう、地域包括支援センターが中心となって高齢者の権利擁護に取り組んでいきます。

■ 高齢者虐待の種類

類 型	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行を加えること
介護・世話の放棄	高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

① 高齢者虐待を未然に防ぐためのアプローチ

高齢者虐待を未然に防ぐためには、高齢者の権利擁護に関する啓発、認知症や精神疾患などに対する正しい理解や介護知識の習得のほか、介護保険サービスの利用により介護者の負担を軽減することが有効です。地域包括支援センターが中心となり、各種啓発事業に取り組んでいきます。

② 高齢者虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者に対する支援を開始することが重要です。民生児童委員や地域組織、警察、保健・医療・福祉関係機関とのネットワークを構築し、早期発見・早期対応ができる体制を整備します。

③ 専門的人材の確保・育成

高齢者虐待の相談・通報件数は、年々増加傾向にあり、高齢者や養護者が認知症や精神疾患を抱えているケースには、専門機関との連携が不可欠です。また、虐待対応を終結させた後も、高齢者が安心して生活を送るための環境整備や支援を行う必要があるなど、高齢者虐待への対応には高い専門性が求められることから、虐待対応を適切に行えるよう、専門的人材の確保・育成に努めます。

④ 施設における虐待の対応

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護保険サービス業務に従事する者による虐待の防止について規定されています。施設における虐待の通報があった場合は、速やかに事実確認を行うとともに、県担当課等と連携をとり、事態の終結に努めます。

⑤ 養護者への支援

家庭内における高齢者虐待は、介護負担や生活上の課題などさまざまな要因によって引き起こされます。根本的な解決のために、地域包括支援センターが中心となって、各関係機関との連携を図り、養護者の支援に努めます。

⑥ 虐待を受けた高齢者の保護

高齢者虐待防止法では、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合には、虐待の防止及び高齢者の保護が図られるよう、適切に老人福祉法の措置を講じることが規定されています。迅速な対応が可能になるよう、関係機関との連携に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進

① 福祉ボランティアの育成

福祉的なボランティアを行うため、今治市社会福祉協議会に登録されている団体は、平成 26 年 1 月末現在 63 団体、また個人で登録されている方は、平成 23 年度が 120 人、平成 24 年度が 153 人、平成 25 年度は 178 人となっており、増加傾向となっておりますが、まだまだ登録者数が少ないという現状があります。

活動の担い手となる「人づくり」の活動について、今治市社会福祉協議会と連携をとりながら、幅広い年齢層を対象に、ボランティアスクールの開催や活動のきっかけづくりを行います。また、ボランティア活動を活発化させるための広報・啓発活動も推進していきます。

② 地域福祉活動への支援

地域福祉活動を行うにあたっては、小学校区など日常生活にゆかりの深い地域や近隣の人々の理解ある協力が大切です。小学校区を単位に、民生児童委員・自治会・婦人会・老人クラブ・社会福祉協議会などの協力を得ながら、小規模地域のネットワーク活動・サロン活動などを通じて、地域住民が積極的に参加し、高齢者が交流を深めながら行う地域福祉活動を支援します。現在活動中のサロン数は 274 となっております。

■活動中のサロン数

平成 26 年 10 月 10 日現在

地区	今治	美須賀	日吉	別宮	常盤	近見	立花	鳥生	城東
サロン数	6	7	5	4	2	6	7	14	6
地区	桜井	国分	富田	清水	日高	乃万	波止浜	朝倉	玉川
サロン数	4	4	9	20	10	9	6	10	7
地区	大西	波方	菊間	吉海	宮窪	伯方	上浦	大三島	関前
サロン数	26	22	29	11	16	11	16	5	2

③ 民生児童委員や見守り推進員との連携

民生児童委員は、地域住民にとってより身近な存在で、生活相談・情報提供・支援活動などを行う重要な役割を担っています。また、見守り推進員は、民生児童委員と協同しながら、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯などを訪問し、安否の確認を行ってニーズの把握や日常生活の支援を行っています。今後も地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会などが連携しながら地域包括ケアの充実を図ります。

④ 今治市避難行動要支援者支援制度

災害が発生した時や災害の恐れがある時に、自力で若しくは家族だけで避難することが困難な高齢者や障害のある方等、避難行動要支援者に対して災害時に的確な支援が行えるよう、避難行動要支援者の同意を得て、「避難行動要支援者名簿」を、市と個人情報保護を目的とした協定書を締結した地域の支援団体（自治会や自主防災組織）に提供し、この情報をもとに、近隣の避難支援協力者と協力して、地域の支え合い（共助）の体制を整備し、避難行動要支援者を支援します。

■イメージ図



（４）地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの活動の推進

地域包括支援センターを本市における総合相談・支援機能を担う中核機関と位置付け、これを中心として、多様な相談に対して包括的に対応が可能な総合相談・支援体制の構築を目指します。

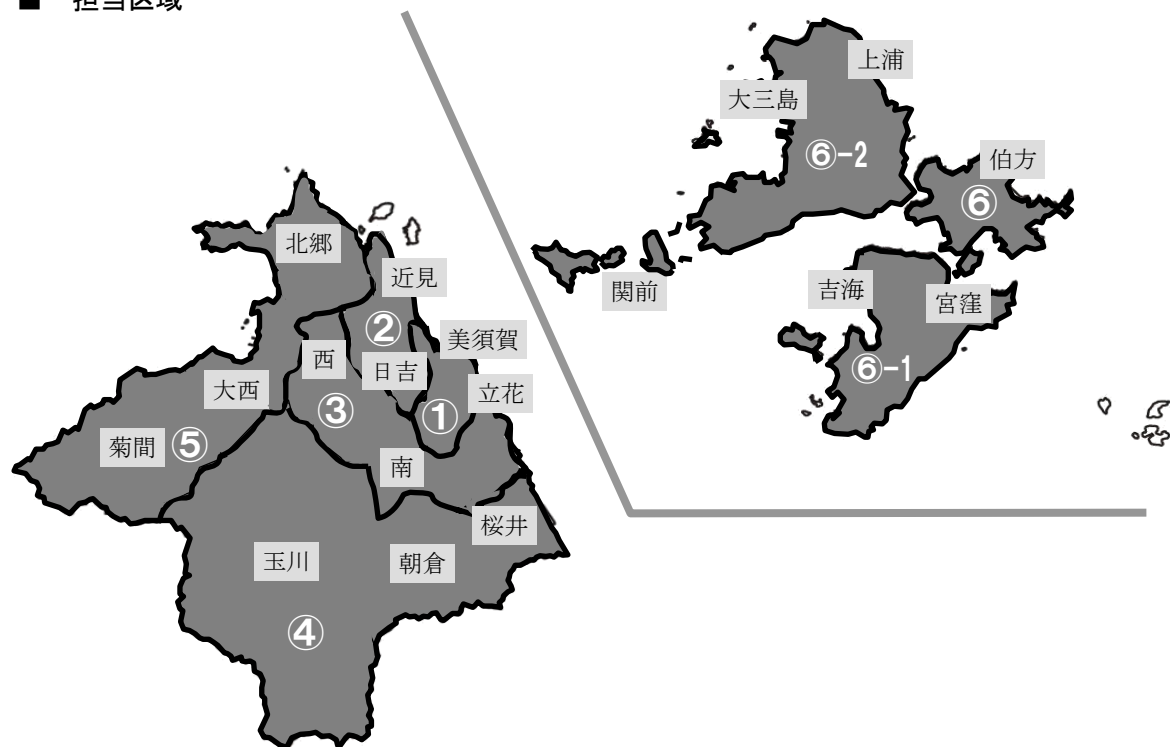
また、在宅介護支援センター・社会福祉協議会・医師会・歯科医師会などとも連携を図り、地域包括ケアネットワークの構築を目指します。運営にあたっては、高齢化の進行に伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況等を勘案し、センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分行えるよう、適切な人員配置を確保するとともに、新しく位置づけられる包括的支援事業についても、高齢者の総合相談から適切な支援につながる体制の構築と、制度改正や社会情勢の変動にも柔軟に対応していけるよう、職員の資質向上に向けた取り組みを推進します。

② 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会資源の整備とを同時に進めるため、地域包括支援センターが中心となって、在宅介護支援センター・民生委員などの関係機関が参加する、地域ケア会議の開催を推進します。

◆地域包括支援センターの概要

■ 担当区域



■ 地域包括支援センター概要

番号	担当地区	名 称	住 所
①	美須賀・立花	今治市地域包括支援センター 美須賀・立花	今治市黄金町二丁目2番5号
②	日吉・近見	今治市地域包括支援センター 日吉・近見	今治市北日吉町一丁目10番20号
③	西・南	今治市地域包括支援センター 西・南	今治市別名272番地
④	桜井・朝倉・玉川	今治市地域包括支援センター 桜井・朝倉・玉川	今治市玉川町大野甲86番地1
⑤	北郷・大西・菊間	今治市地域包括支援センター 北郷・大西・菊間	今治市大西町宮脇甲501番地2
⑥	吉海・宮窪 伯方・上浦 大三島・関前	今治市 伯方地域包括支援センター	今治市伯方町木浦甲1235番地 (今治市役所 伯方支所)
⑥-1	吉海・宮窪	サブセンター大島	今治市吉海町八幡211番地 (今治市役所 吉海支所)
⑥-2	上浦・大三島	サブセンター大三島	今治市大三島町宮浦5708番地 (今治市役所 大三島支所)

◆地域包括支援センターの整備

地域包括支援センターには、①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員、その他これらに準ずる者が配置されることが必要で、その員数は、担当区域の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、それぞれ各1人を専従で配置することとし、6,000人を超える場合は、おおむね2,000人までごとに①～③のうちから1人を追加して配置します。

この配置基準を踏まえ、介護保険制度改正に伴う新たな包括的支援事業の実施状況、各圏域の地理的・社会的条件や事業者の体制及び整備状況などを勘案し、慎重に推移を見守りつつ適切な運営が行われるよう検討を進めていきます。

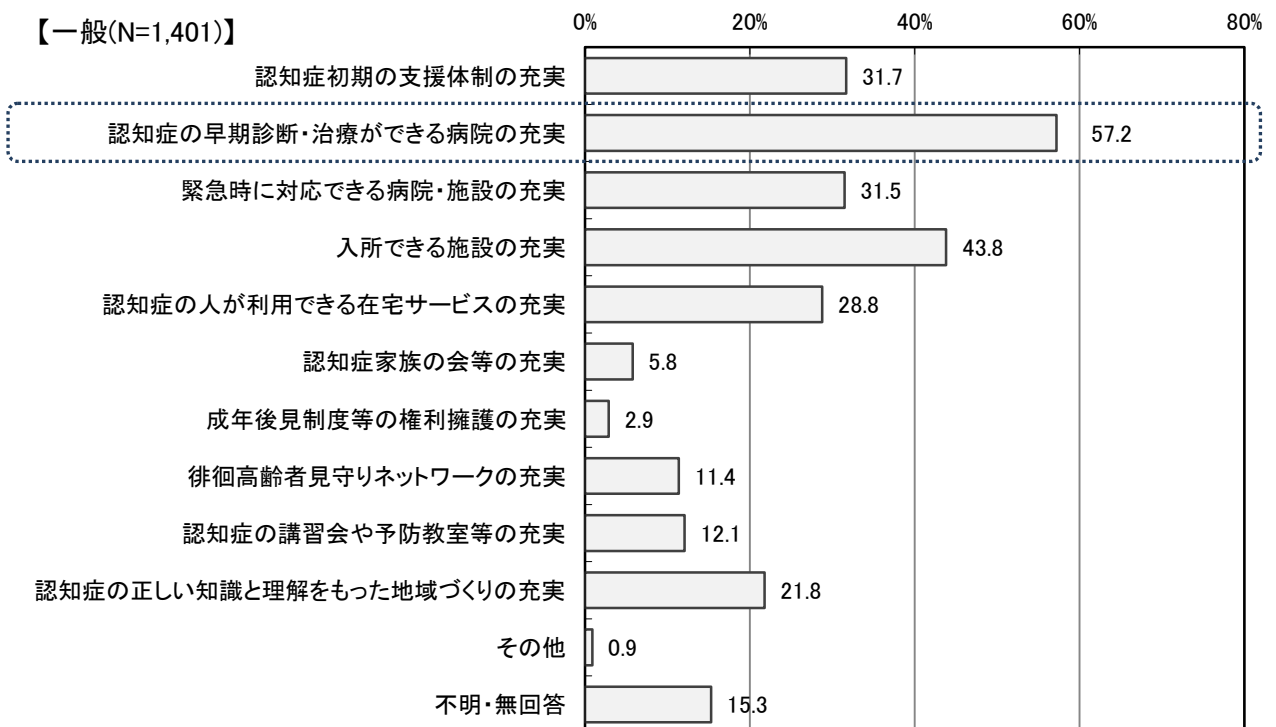
4 認知症高齢者に対する支援

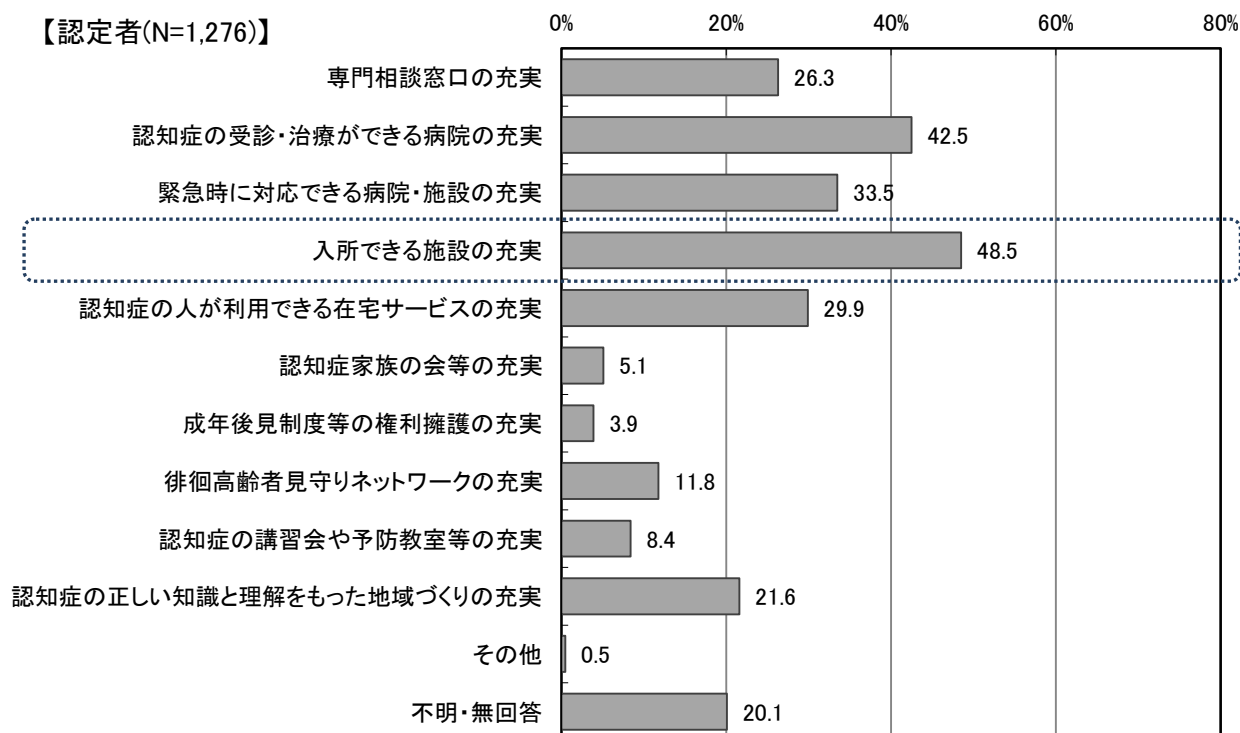
現状・課題

- 高齢化が一層進行することに伴い、認知症高齢者が増加することが予測されます。
- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本人やその家族に対し、より一層の支援を図る必要があります。
- アンケート調査の結果、認知症施策として望む事については、早期診断・治療ができる病院の充実が多くなっています。また、認定者については、入所できる施設の充実が多くなっています。

■認知症施策として望む事＜複数回答あり＞

【一般(N=1,401)】





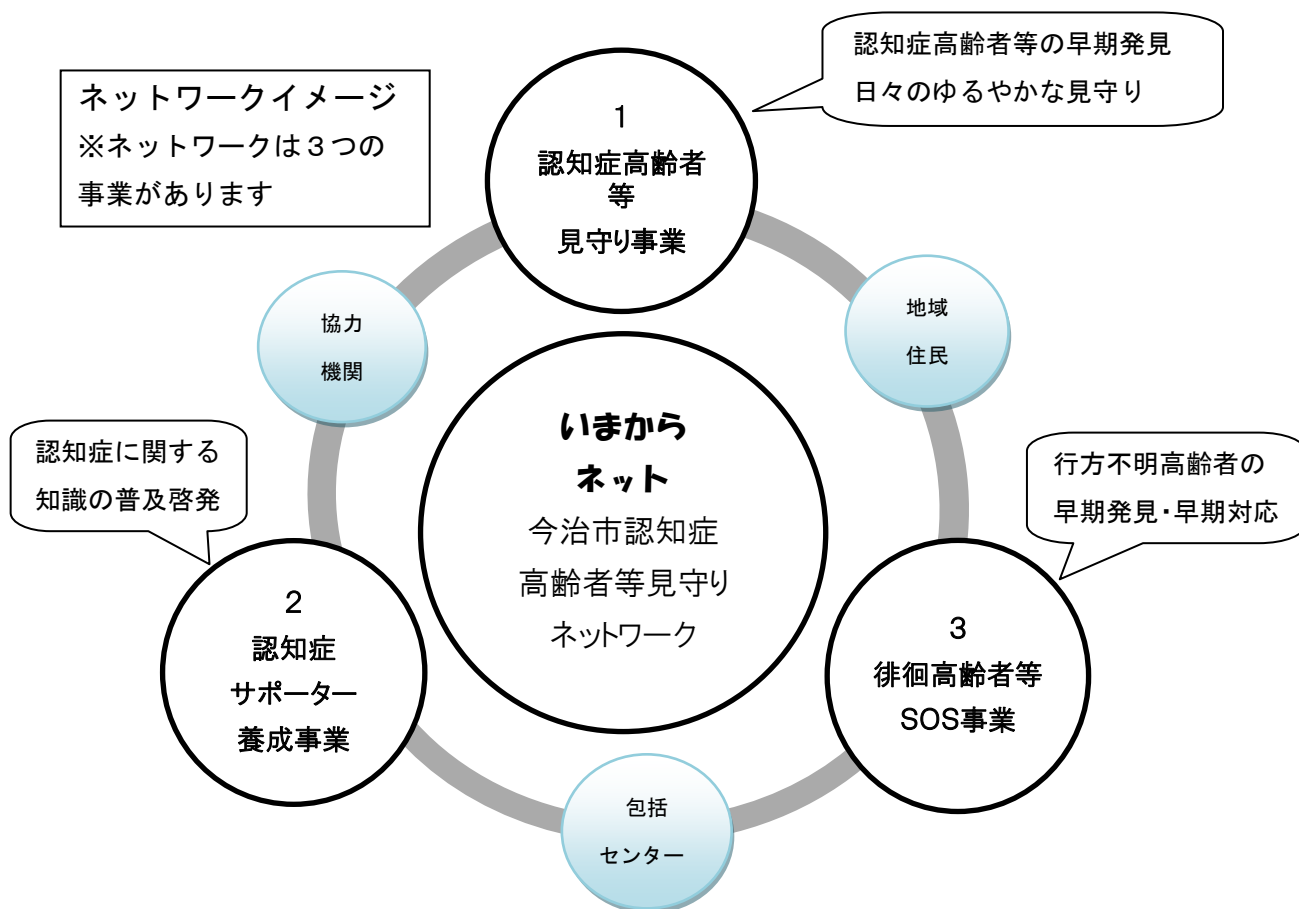
施策の方針

- 今治市認知症高齢者等見守りネットワーク事業「いまからネット」を広く市民の方に周知し、認知症についての正しい知識の普及や支援体制の充実を図ります。
- 認知症の早期診断・早期対応に向け、認知症初期集中支援チームの設置について検討を進めます。
- 認知症施策や事業の企画調整を行う、認知症地域支援推進員の設置を検討します。
- 認知症ケアパスの普及、啓発、活用に努めます。

(1) 支援体制の充実

① 今治市認知症高齢者等見守りネットワーク事業「いまからネット」

本市では、協力機関、地域の方等による日々のゆるやかな見守りと、認知症に関する知識の普及・啓発、行方不明高齢者等の早期発見・早期対応のための連携を図る認知症高齢者等見守りネットワークに取り組み、認知症になっても、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。



I. 認知症高齢者等見守り事業

地域の皆さまと協力機関の皆さまに、認知症高齢者等の早期発見と、日頃からのゆるやかな見守りを行っていただきます。何か異変を感じたり、気になる方を発見した場合には、地域包括支援センターに連絡していただき、連携して速やかに対応できる仕組みを作ります。

Ⅱ. 認知症サポーター養成事業

認知症に対する正しい理解を深め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開していくために、認知症サポーター養成講座を開催しています。サポーターとなった方には、認知症高齢者等見守り事業へのご協力をお願いしています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	16 回	23 回	60 回
	養成人数	535 人	740 人	1,500 人

Ⅲ. 徘徊高齢者等 SOS 事業

認知症になると、記憶力や判断力が低下し、道を間違えたり、自分の家がわからなくなったりすることがあります。そうした高齢者等が行方不明になった場合に、協力機関等への情報提供を行い、早期発見を目指します。

② 認知症高齢者への介護サービス等の充実

市内各所に整備された認知症対応型共同生活介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所・認知症対応型通所介護事業所を地域の拠点とし、認知症高齢者への介護サービスの充実を図ります。

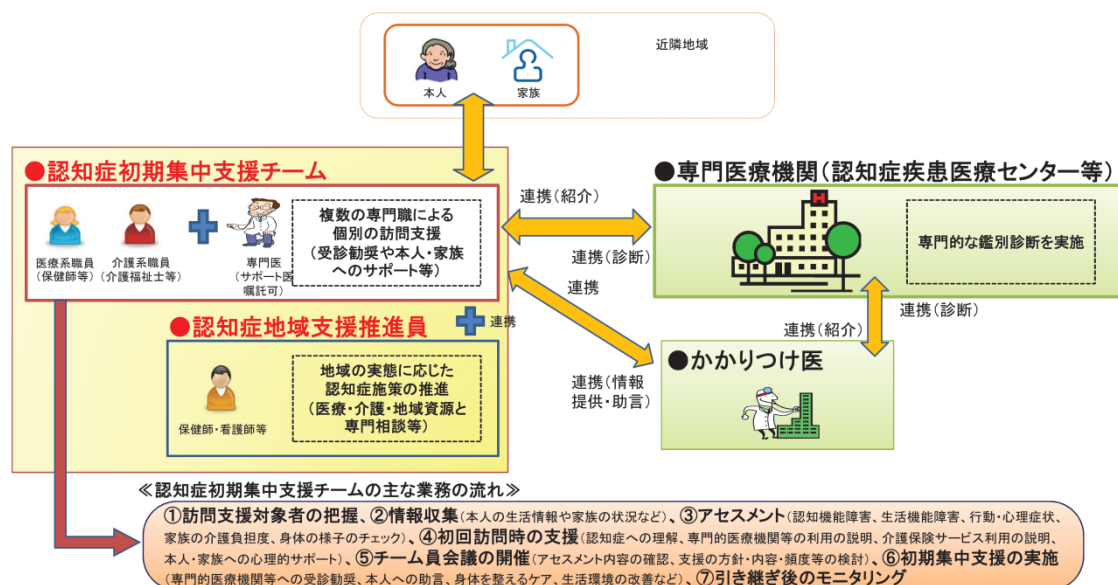
③ 認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に早期に関わる、認知症初期集中支援チームを平成 30 年 4 月までに整備し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。

④ 認知症地域支援推進員

認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ります。

■イメージ図



⑤ 認知症ケア向上推進事業

認知症による行動・心理症状等の対応困難な事例に関するアドバイスの実施や、家族・地域住民が、認知症に関する知識を習得・情報交換する場の提供を行うなど、認知症ケアの向上推進を図ります。

⑥ 認知症ケアパスの普及

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ認知症の人とその家族に提示する認知症ケアパスの普及に努めます。

(2) 認知症高齢者・家族等への支援

① 徘徊高齢者家族への支援

認知症で徘徊の症状がある高齢者を在宅で介護している方が、位置情報探索サービス（GPS）を利用した位置情報端末（発信機）を高齢者が携帯し、行方がわからなくなった際にコールセンターやインターネットを通じて居場所を調べるサービス）を申し込んだ際に、初期経費を補助しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
徘徊高齢者位置情報探索サービス利用費補助金	件数	3 件	3 件	2 件
	補助金額	24,700 円	27,350 円	17,560 円

② 認知症高齢者への権利擁護の推進

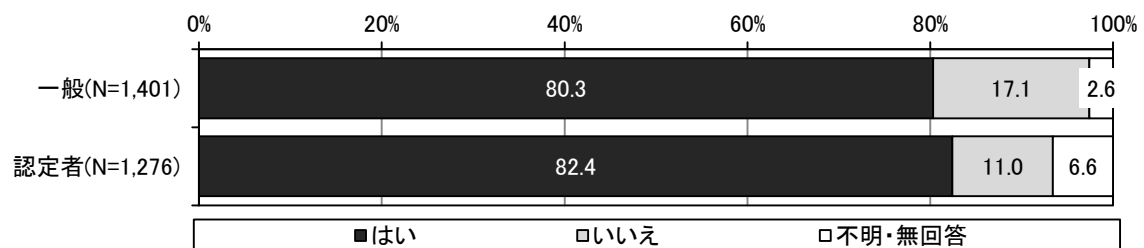
認知症高齢者は、判断能力の低下により他人に権利を侵害されることがあります。地域包括支援センターが中心となって、認知症により判断能力が低下した方の自己決定の尊重や権利擁護の視点から、成年後見制度の周知や利用支援に努めます。また、申立てに必要な診断書作成等のため、地域の医療機関と連携を図り、成年後見人等の候補者を推薦することができる団体等と連携を図ります。

5 医療と介護の連携強化

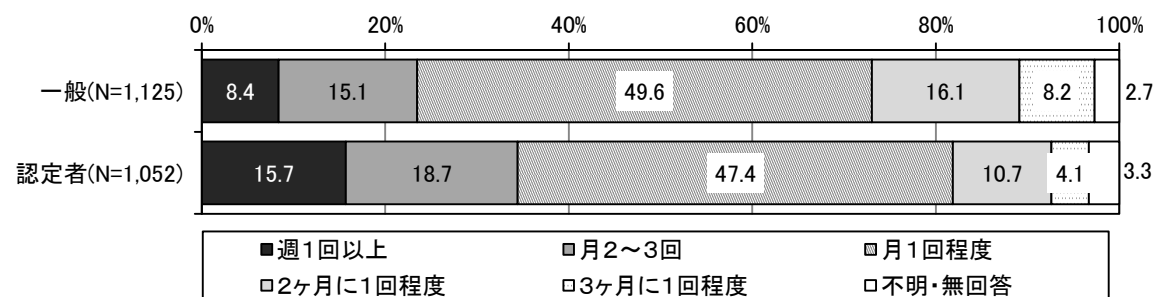
現状・課題

- 要介護者の多くは介護ニーズと医療ニーズを併せ持っており、様々な生活支援ニーズに対応した包括的なケアのためには、医療と介護の連携が不可欠となります。
- 在宅での生活を続けていくためには、かかりつけ医や介護支援専門員、介護サービス事業者等が連携し、総合的・継続的なケアを受けることができる環境が必要です。
- アンケートの結果、80%以上の方が、現在通院していると答えています。

■ 通院状況



■ 通院頻度（「通院している」と回答した人のみ）



施策の方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。
- 24時間対応の在宅医療・介護サービスの充実強化を図ります。

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関・介護事業者等の住所・機能等を調査し、マップ又はリストを作成します。マップ等は広く公開することを予定しています。

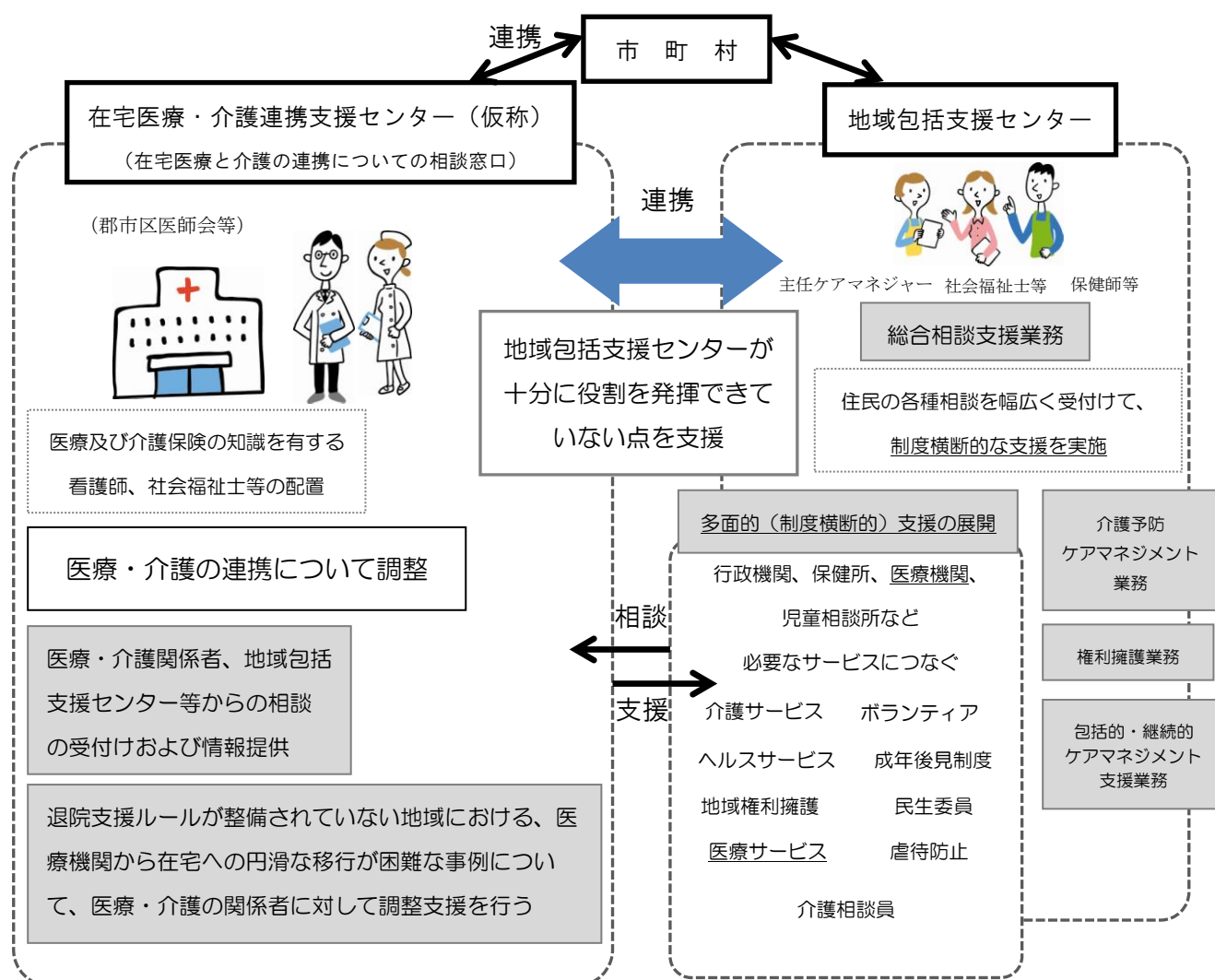
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者等が参加する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等を協議します。今後のビジョンを共有すると共に、お互いの顔の見える関係を構築します。

③ 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の設置・運営

平成 30 年 4 月までに在宅医療・介護連携支援センター（仮称）を設置します。センターには介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受付けます。

■在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の設置・運営イメージ



④ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

地域連携パス等の情報共有ツールや、情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、在宅医療・介護の情報共有について支援を行います。

⑤ 在宅医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催を行い、相互理解を深めていきます。

⑥ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、体制の整備を計画的に行います。

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催・パンフレットの作成・配布等により在宅医療・介護連携について理解の促進を図ります。

⑧ 二次医療圏内・関係市町の連携

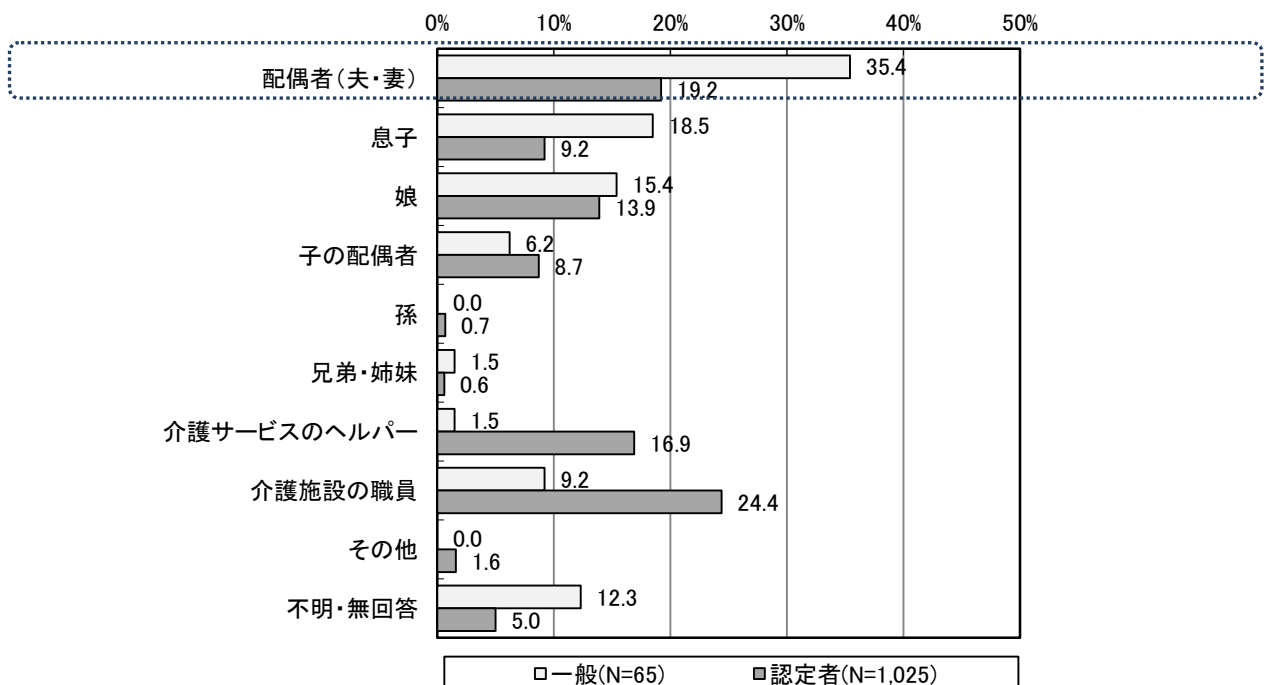
退院後の在宅医療・介護サービスが円滑に提供されるよう、同一の二次医療圏内にある市町が連携し、当該二次医療圏域内にある病院と、介護サービス事業者間における情報共有等の方法について協議していきます。

6 生活支援サービスの充実と家族介護者への支援

現状・課題

- 高齢者が住み慣れた自宅で暮らしていくためには、介護保険給付対象サービス以外にも、必要な福祉サービスを充実させる必要があります。またその介護や支援を行っている介護者を支えるサービスも重要となります。
- アンケート調査より、主な介護者は配偶者である場合が多く、老老介護世帯の占める割合が大きいことが見てとれます。

■ 主な介護・介助者（「現在、何らかの介護を受けている」と回答した人のみ）



施策の方針

- 介護保険給付対象外の生活支援サービスについての充実を図ります。
- 生活支援サービスについては、平成 29 年度末までに移行する「介護予防・日常生活支援総合事業」において、サービスの見直し・充実を図ります。
- 家族介護教室や家族介護者交流事業等のさらなる充実・PRに努め、家族介護者の精神的負担や経済的負担の軽減を図ります。

(1) 生活支援サービス（介護保険給付対象外）の充実

① 要介護認定で要支援・要介護には該当しない方に対する支援

必要に応じて、ふれあいホームヘルプサービス、いきいきデイサービス、又はあんしんお泊まりサービスの提供などを行い、生活を支援します。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ふれあいホームヘルプサービス	派遣 延べ時間	1,709 時間	1,388 時間	1,200 時間
いきいきデイサービス	利用 延べ人数	5,541 人	4,606 人	3,300 人
あんしんお泊まりサービス	利用 延べ日数	18 日	66 日	10 日

② 身寄りのない方に対するサービス

入院中に必要な洗濯や買い物などの支援を、親族に代わって行う入院ヘルパーを派遣し、入院生活の不便解消を図ります。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入院ヘルプサービス	年間派遣 延べ時間	184 時間	273 時間	250 時間

③ ひとり暮らしの高齢者の方等に対するサービス

栄養バランスの取れた食事の宅配と安否確認、福祉電話貸与による安否確認、緊急通報用の装置貸与により、ひとり暮らしの高齢者を支援します。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
配食サービス	年間延べ配食数	32,424 食	30,145 食	26,200 食
福祉電話貸与	貸与件数	42 件	39 件	32 件
緊急通報装置の貸与	貸与件数	443 件	397 件	358 件

④ 公共交通機関が少ない地域で生活する方に対するサービス

外出支援サービスの提供を継続することにより、適切な医療受診を促し、要介護状態への移行を防ぐとともに自立支援を図ります。また、近くに商店などがなく、自動車などの移動手段もない高齢の買い物弱者に対しては、ふれあいホームヘルプサービスによる買い物支援の充実を図るとともに、民間事業者の協力を得て、ネットスーパー等各種サービスを活用した支援体制を整備します。また、新しい総合事業の中で、外出支援・買い物支援等の生活支援サービスの位置付けを検討することとします。

さらに、市の交通政策として、高齢者等の交通弱者の足として重要な、生活交通バス路線に維持確保に引き続き努めるとともに、新たな交通システムについても調査・研究を進めていきます。

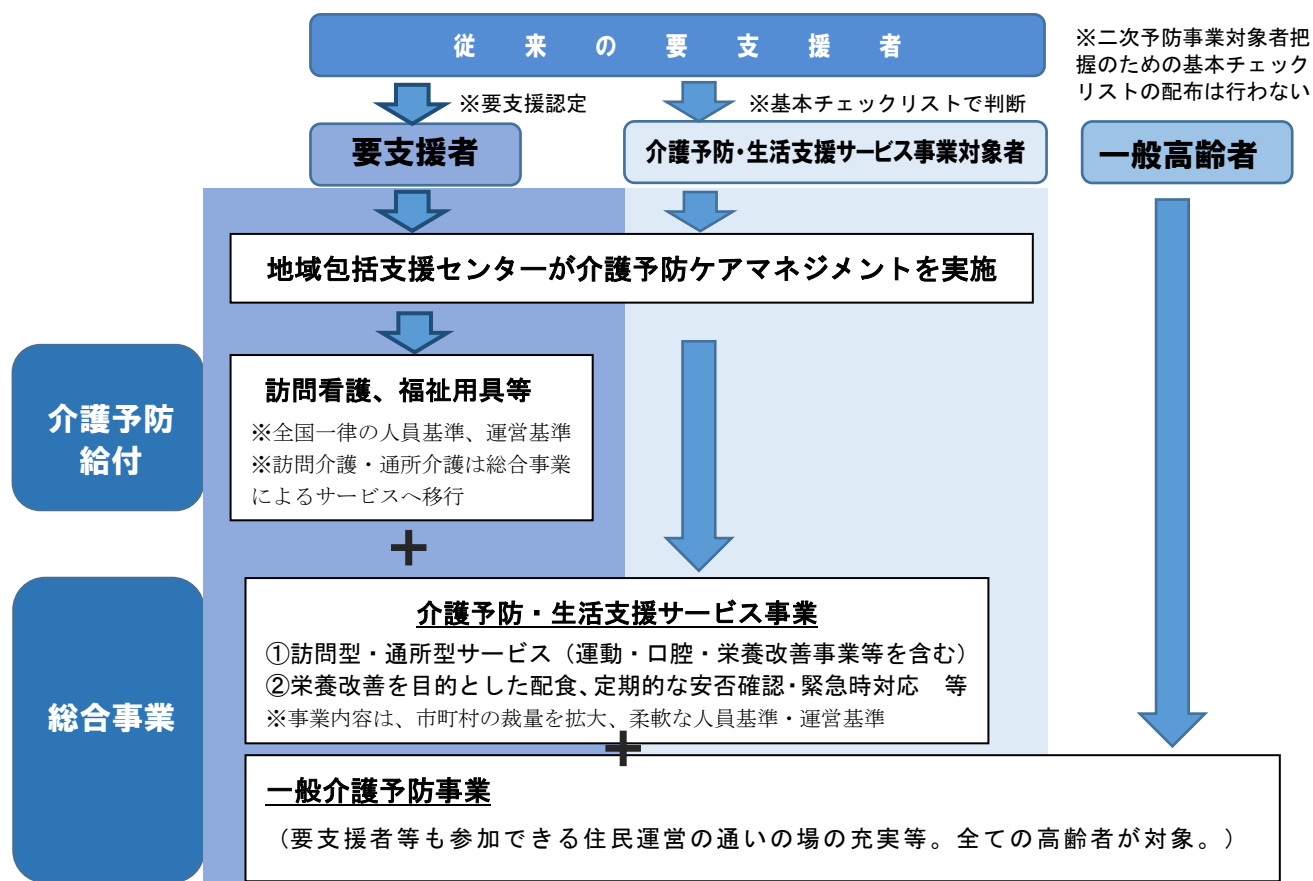
(2) 介護予防・日常生活総合支援事業（新しい総合事業）

① 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の取り組み

介護保険法の改正に伴い、介護予防給付の訪問介護及び通所介護については、平成 29 年度末までに市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行されます。

移行するにあたっては、現在本市が取り組んでいる事業の見直しを行うとともに、既存の介護事業所による既存のサービス相当に加え、民間企業・NPO・ボランティア等多様な主体により多様なサービスが提供されるよう受け皿の確保に努めます。また混乱を招かぬよう、十分な周知期間を設けることとします。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）のイメージ

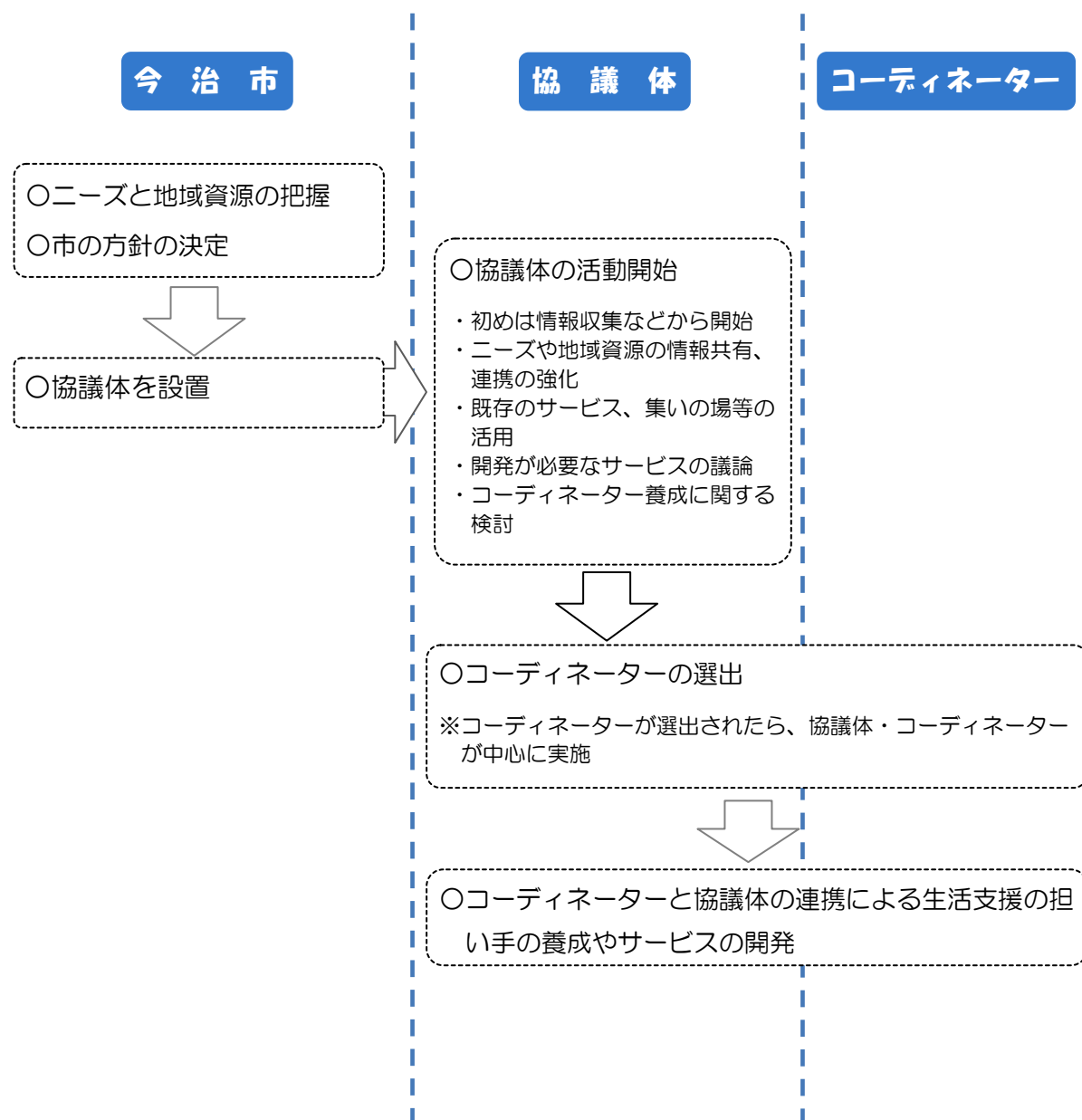


② 生活支援体制整備事業

新しい総合事業に移行するにあたり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体の設置等を通じ、多様なサービスが提供されるよう取り組みを進めます。

コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において資源の開発やネットワークの構築の機能を果たします。協議体は、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービス提供主体が参画し、定期的な情報共有と、連携強化を図ります。

■「生活支援サービスコーディネーター」及び「協議体」の設置・運営に係るフロー例



(3) 家族介護者への対応

① 家族介護支援事業

介護を必要とする高齢者の家族に対し、介護に必要な知識を学ぶことができる教室を開催しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護教室	実施回数	76 回	31 回	35 回

② 家族介護継続支援事業

要介護高齢者の介護者に対し、介護に関する相談・勉強ができる交流会の開催、介護激励金や介護用品購入補助券の支給を行い、在宅での介護を支援しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護者交流事業	実施回数	11 回	11 回	11 回
介護激励金	給付対象者数	1,194 人	1,245 人	1,307 人
介護用品支給	給付対象者数	851 人	949 人	1,063 人

③ 各種事業の周知

介護保険制度や各種サービス、在宅介護者激励金等について、広報紙やホームページ等を活用し、周知に努めます。

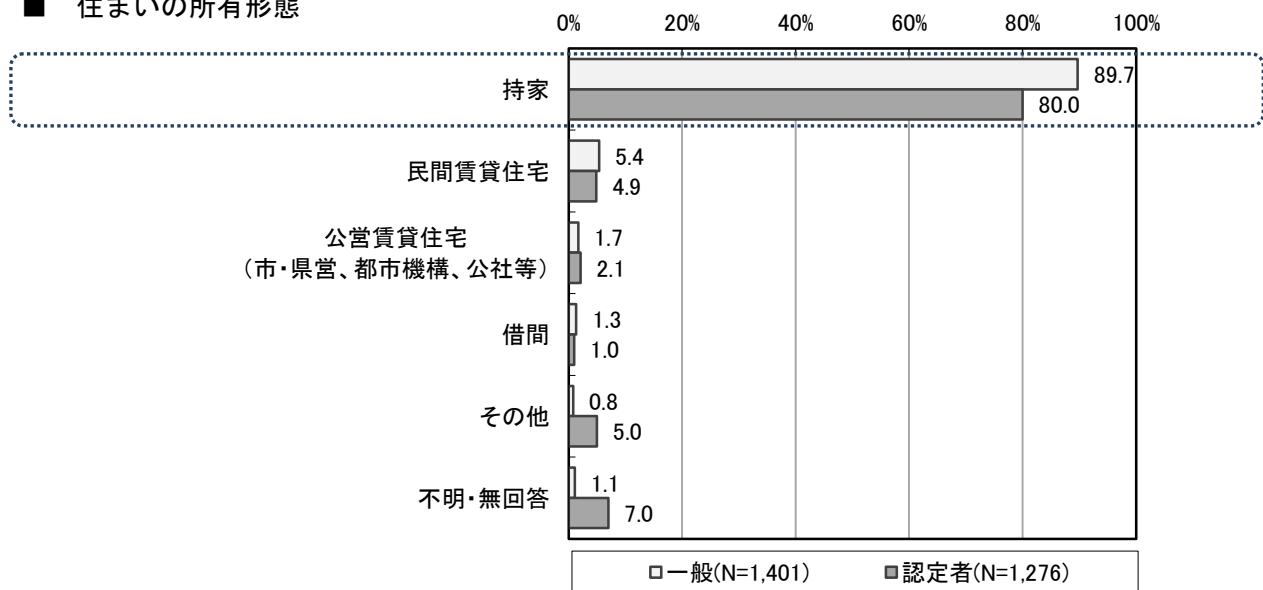
7 高齢者の住まいの確保

現状・課題

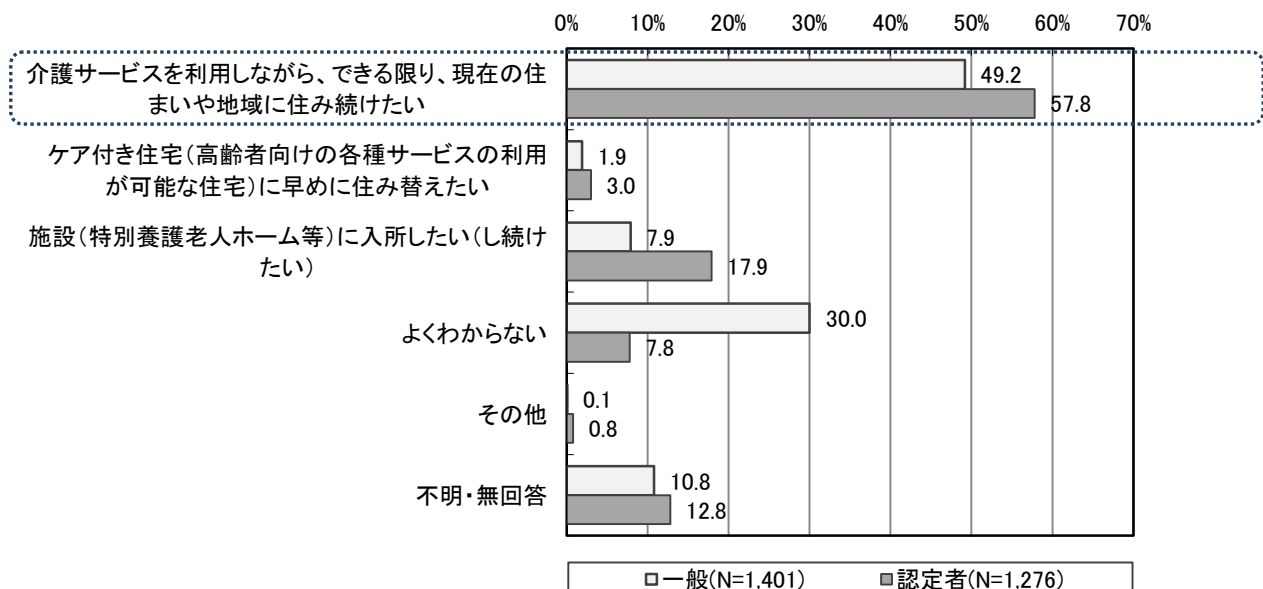
○アンケート調査の結果、8割以上の方が持家で暮らしていると回答されています。また将来についても、介護サービスを利用しながら、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたいと答えられた方が約5割となっています。

○一方で、将来的には施設（特別養護老人ホーム等）やケア付住宅への住み替えを検討されている方も多数おられます。

■ 住まいの所有形態



■ 将来の住まいと介護サービスの利用について



施策の方針

○入所施設の整備とあわせて、高齢者の状態や希望に応じた住まいの場の確保などを検討します。

(1) 高齢者の生活支援施設等の活用

生活に関する不安の解消や、寝たきりにならないための予防事業を推進する場として、高齢者の生活支援施設等の活用を図ります。

■ 生活支援施設等

種 類	内 容
グループリビング	ひとりで生活するには不安のある方が、福祉サービスを利用しながら共同で生活する施設です。
生活支援ハウス	独居に不安のある方などに、住居の提供及び地域との交流などの便宜を総合的に提供する施設です。
養護老人ホーム	低所得者世帯で介護の必要がない高齢者が入所できる施設です。
ケアハウス	居宅で生活することが困難な方に日常生活上必要なサービスを提供する施設です。
有料老人ホーム	入居者に対し生活介助や家事支援、健康管理などを行う施設です。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住まいです。

I. グループリビング

平成 26 年度現在、1 か所（定員 9 人）設置されています。

平成 27 年度以降、現在の水準を維持していくこととします。

II. 生活支援ハウス

平成 26 年度現在、1 か所（定員 10 人）設置されています。

平成 27 年度以降、現在の水準を維持していくこととします。

III. 養護老人ホーム

平成 26 年度現在、4 か所（定員 220 人）設置されています。

平成 27 年度以降、入所者の状況に応じ施設を運営していくこととなります。

IV. ケアハウス

平成 26 年度現在、9 か所（定員 273 人）設置されています。

今後も、現在の水準が維持されると見込まれます。

V. 有料老人ホーム

平成 26 年度現在、9 か所（定員 273 人）設置されています。

今後、増加傾向になると見込まれます。

VI. サービス付き高齢者向け住宅

平成 23 年 10 月、改正高齢者住まい法が施行され、従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）」「高齢者専用賃貸住宅（高専賃）」「高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）」を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化されました。設備面は床面積 25 m²以上、便所・洗面設備等の設置、バリアフリー構造、サービス面では少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供することが登録の要件となっています。

平成 26 年度現在、5 か所（定員 108 人）設置されています。

今後、増加傾向になると見込まれます。

（２）特別養護老人ホーム・公営住宅の整備について

① 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホームについては、第 5 期介護保険事業計画において、既存の広域型特別養護老人ホーム 22 床増床、小規模特別養護老人ホーム 2 施設（58 床）の整備を計画し、平成 27 年 3 月末現在で、今治市内に計 15 施設 731 床が整備予定となっております。

しかしながら、特別養護老人ホームの入所待機者は年々増加しており、在宅生活が困難な方の地域生活の継続を支援するため、第 6 期計画においても特別養護老人ホーム 2 施設（広域型 1 施設 50 床、地域密着型 1 施設 29 床）の整備を図ります。

② 公営住宅の整備

今後整備される市営住宅については、3 階以上の住棟にエレベーターを設置し、また全戸バリアフリーとするなど、高齢者に配慮した良好な居住環境の形成を図ります。